

トラブル注意報!!

～悪質な貴金属の訪問買取～

トラブル発生



購入業者が訪問し、物品を買い取る“訪問買取”

「不用品なんでも買い取ります」と来訪

でも、業者の目的は **貴金属**



事 例

❶ 不要な履物がないかと女性から電話がきた。古くてもいいと言われのた
で来訪を承諾。その後男性が来訪。不要な草履を出したところ、貴金属
はないかと言われた。しつこく言われ、仕方なく売るつもりはない、見せるだ
けと言ってネックレスなど数点を見せたが、強引に買い取られてしまった。
大事なものなので返してほしい。

❷ 古着を買い取ると電話があったので来てもらった。古着を出したところ、
「古着ではお金にならない。時計やアクセサリーはないか。」と言われ、仕
方なく時計などを出した。契約書はもらっていない。

「不用品何でも買い取ります」こんな言葉に要注意！

何でも買い取ると言いつつ、出した物には目もくれず、貴金属がないかと迫られ、売るつもりはなかったのに、強引に安く買い取られたというトラブルが起きています。

他にこんな相談が・・・

- ◆不用品を買い取ると業者が来た。断っているのに強引に敷地に入ってきて、蔵にあるものを見せてほしいと言われた。

トラブルにあわないためには



- 購入業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。電話で事前に連絡して来訪した購入業者でも、当初とは別の物品の売却を求めることは禁止されています。違法な業者とは契約しないようにしましょう。
- 知らない業者を安易に家に入れないようにしましょう。
- 当初の話と違い「貴金属はないか」と言われたら、きっぱりと断りましょう。
- 契約書を受け取ってから8日間は無条件で契約解除（クーリング・オフ）ができます。
- 不安な時は早めに消費生活センターに相談しましょう。

《お問合せ・ご相談は》

伊達市消費生活センター（伊達市役所1階）

☎ 024-574-2233